

審議会等への女性委員登用促進に関する要領

唐津市男女共同参画推進本部

1 目的

この要領は、男女が社会の対等な構成員として政策や方針を決定する場で意見を述べ合うことで、多様な視点や価値を反映した社会の実現を目指し、唐津市の公的審議会等委員に占める女性の割合50%の目標を早期に達成するため、具体的な対応を定めるものとする。

2 対象となる審議会等

この要領の対象とする「審議会等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及び要綱等により設置された審議会、協議会、委員会等とし、次のものをいう。

- (1) 法律又は政令により設置されている審議会等
- (2) 法律により設置されている委員会等（地方自治法第180条の5の規定に基づく委員会

等)

- (3) 条例、規則等により設置されている協議会、委員会等
- (4) 要綱等により設置されている協議会、委員会等

3 登用促進のための具体的な対応

審議会等の新設並びに委員改選及び欠員補充に伴う委員の選任に当たっては、女性委員登用の必要性について周知するとともに、次の具体的方策により、積極的に女性委員の登用を図るものとする。

- (1) 関係機関等から委員を選任している場合

委員の選出を依頼するときは、職制上の役職にとらわれることなく、女性の選出について依頼する。

- (2) 推薦団体からの推薦により選任している場合

ア 団体へ推薦を依頼する場合は、団体の長に限る等の慣行を再検討し、適任の女性の推薦を依頼する。

イ 女性の構成員がいないか、又は極端に少ない団体から推薦を受けている場合においては、推薦団体に女性の多い団体を加える等、女性が推薦されやすい工夫をする。

- (3) 特定の職種又は専門的分野にある学識経験者等から選任している場合

求める学識経験に係る対象領域を、狭義の専門分野に限定せず、関連する領域まで広げる等、広く女性の人材を求める。

- (4) その他

ア 審議に生活者の視点を取り入れるという観点から、委員を公募するなど、広く消費者、生活者等からも選任するようにする。

イ 条例等の設置目的を踏まえた上で、委員の構成を固定せず、定期的に見直す。

ウ 市職員が委員となっている審議会等については、引き続きその職に充てる必要性について、再度検討する。

4 選任の留意点

- (1) 委員の選任に当たっては、特別の事由がある場合を除くほか、兼任を極力避け、幅広く女性人材の活用に努める。
- (2) 審議会等の性格その他やむを得ない事由により、女性の登用について前述の取組みが困難な場合においては、次の委員改選時に向けて可能な限り女性を登用する取組みを行うよう努める。
- (3) 審議会等の所管課は、委員の改選や欠員補充など委員の変更を行う場合、又は審議会等を新たに設置する場合は、事前に男女共同参画課と協議を行うものとする。
- (4) 女性委員登用の実態把握のため、委員選任後すみやかに、審議会等の委員名簿を男女共同参画課に提出する。

5 その他

この要領で規定する公的審議会以外の庁内で組織される研究会、委員会等の委員は、女性の割合50%になるよう努めるものとする。

附則 この要領は、平成17年5月16日から施行する。

附則 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成21年8月1日から施行する。

附則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。